

宇土市水防計画書

令和元年度
宇 土 市

目次

第1章 総則	
第1節 目的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 津波における留意事項	3
第4節 安全配慮	3
第5節 水防事務の処理	3
第6節 水防組織	3
第2章 重要水防箇所	
第1節 重要水防箇所	4
第3章 予報及び警報	
第1節 気象庁が行う予報及び警報	4
第2節 洪水予報河川における洪水予報	5
第3節 水位周知河川における水位到達情報	6
第4節 水防警報	7
第5節 水位観測所	8
第6節 水防に関する情報	9
第7節 土砂災害警戒情報	9
第8節 土砂災害危険度情報	9
第4章 水防活動	
第1節 水防配備	10
第2節 水防巡視	11
第3節 水閘門操作	11
第4節 緑川ダムにおける放流に関する通知等	12
第5章 河川管理者による協力	
第1節 河川管理者の協力（国土交通省九州地方整備局）	12
第2節 河川管理者の協力（県）	12
第6章 水防資材	
第1節 水防資材	13
第7章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置	
第1節 洪水浸水想定区域の指定の状況	14
第2節 宇土市総合防災マップ	14
第3節 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等	14
別紙資料	
1 重要水防箇所評定基準及び重要水防箇所一覧（国土交通省管理）	15
（資料1-1, 1-2, 1-3, 1-4）	
2 重要水防箇所評定基準及び重要水防箇所一覧（熊本県管理）	19
（資料2-1, 2-2）	
3 重要水防箇所一覧（宇土市管理）	20
4 洪水予報伝達系統図	21
5 緑川ダムの放流通知の通信連絡網	22
6 宇土市建設業協会緊急災害連絡組織表	23
関係法令	
水防法（抜粋）	24
気象業務法（抜粋）	30

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、熊本県知事から指定された指定水防管理団体たる宇土市が、同法第33条第1項の規定に基づき、宇土市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、宇土市の地域にかかる河川、湖沼又は海岸の洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮の水災を警戒し、防衛し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

（1）水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。

（2）水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。

（3）量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。

都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。

（4）洪水予報河川

国土交通大臣又は知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

（5）水防警報

国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

(6) 水位周知河川

国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う(法第13条)。

(7) 水防団待機水位(通報水位)

量水標の設置されている地点ごとに知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位(法第12条第1項に規定される通報水位)をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位(通報水位)を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(8) 氾濫注意水位(警戒水位)

水防団待機水位(通報水位)を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位(法第12条第2項に規定される警戒水位)をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(9) 避難判断水位

市町村長の避難準備・高齢者等避難開始発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(10) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(11) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(12) 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は知事が指定した区域をいう(法第14条)。

第3節 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能ながある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

第4節 安全配慮

洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、次のような点に配慮し、水防団員自身の安全を確保するものとする。

- ①水防団員自身の避難時間も考慮した活動内容であること。
- ②危険を伴う作業時には、常にライフジャケットを着用すること。
- ③作業時の安全確認のため、非常時にも利用可能な通信機器を携帯すること。
- ④作業時には、最新の気象情報等が入手可能なようにラジオ等を携帯すること。
- ⑤その他、地域の実情に応じた安全確保に配慮すること。

第5節 水防事務の処理

公共の安全を保持するため、水防法第16条による水防警報の通知等を受けた時から、その洪水又は高潮に対する危険が解消するまでの間、この水防計画に基づいて水防事務を処理するものとする。

第6節 水防組織

水防管理者は、洪水又は高潮に際し、水防活動の必要があると認めたとときから、その危険が解消するまでの間において、宇土市災害対策本部が設置されるまでの間は宇土市役所土木課において水防事務を処理するものとし、宇土市災害対策本部が設置された際には宇土市地域防災計画に定める宇土市災害対策本部分掌事務に基づき水防事務を処理するものとする。

第2章 重要水防箇所

第1節 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

国土交通省管理河川における重要水防箇所の評定基準は、資料1-1のとおりであり、市内の水防箇所は、資料1-2, 1-3, 1-4のとおりである。

また、県管理河川における重要水防箇所の評定基準は、資料2-1のとおりであり、市内の水防箇所は、資料2-2のとおりである。

宇土市管理河川における重要水防箇所は、資料3のとおりである。

第3章 予報及び警報

第1節 気象庁が行う予報及び警報

(1) 気象庁が発表又は伝達する注意報及び警報

水防活動の利用に適合する(水防活動用)注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する 注意報・警報	一般の利用に適合する 注意報・警報・特別警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報・大雨特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報・高潮特別警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報・津波特別警報 (大津波警報)

※一般の利用に適合する洪水特別警報は設けられていない。

(2) 警報等の伝達経路及び手段

警報等の発表基準及び伝達系統等については、宇土市地域防災計画第2部第1章第1節「気象予報等伝達計画」のとおりである。

第2節 洪水予報河川における洪水予報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村長にその通知に係る事項を通知する。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき

(2) 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報

①洪水予報河川と実施区域

河川名	実施区間	基準地点
緑川	左岸：上益城郡甲佐町大字上揚字佐戸1221番地先 から海まで 右岸：上益城郡甲佐町大字上揚字宮上988番地の1地先 から海まで	中甲橋 城南
浜戸川	左岸：熊本市南区富合町大字碓の江字地方222番地の1地先 から緑川合流点まで 右岸：熊本市南区富合町大字莎崎字境目951番の1地先 から緑川合流点まで	中甲橋 城南

②洪水予報の担当官署

河川名	担当官署
緑川	熊本河川国道事務所
浜戸川	熊本地方気象台

③洪水予報の発表形式

水防法にもとづく洪水予報の伝達系統及び手段は、資料4のとおりである。

第3節 水位周知河川における水位到達情報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

また、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村長にその通知に係る事項を通知する。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む。）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

なお、本市区域において国土交通大臣が指定した河川はない。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

(2) 熊本県が行う水位到達情報の通知

①洪水予報河川と実施区域

河川名	実施区間
潤川	左岸：立岡池からJR鹿児島本線潤川橋りょうまで 右岸：立岡池からJR鹿児島本線潤川橋りょうまで
網津川	左岸：歳の神川合流点から海まで 右岸：歳の神川合流点から海まで

②洪水予報の担当官署

河川名	担当官署
潤川 網津川	宇城地域振興局

第4節 水防警報

(1) 水防警報発表基準等

水防警報とは、水防法第16条に基づき、国土交通大臣又は知事が指定する河川、海岸又は湖沼について洪水又は高潮による災害の発生が予想される場合、国土交通大臣又は知事が水防を必要とする警告を発するものをいう。

水防警報の種類、内容及び発表基準は次のとおりである。

種類	内容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、又は、水位、流量その他河川状況により、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩れ・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	洪水警報等により、又は既に氾濫注意水位を超え、災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

(2) 国土交通大臣が水防警報発表する河川

①国土交通大臣が水防警報を発表する河川及びその区域

河川名	実施区間
緑川	左岸：上益城郡甲佐町大字上揚字佐戸1221番地先から海まで 右岸：上益城郡甲佐町大字上揚字宮上988番地の1地先から海まで

浜戸川	左岸：熊本市南区富合町大字碓の江字地方 2 2 2 番地の 1 地先から緑川合流点まで 右岸：熊本市南区富合町大字莎崎字境目 9 5 1 番の 1 地先から緑川合流点まで
-----	--

②水防警報対象量水標と条件

河川名	観測所		水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
緑川	中甲橋	下益城郡 美里町岩下	2.0m	3.0m	4.1m	4.6m
緑川	城南	熊本市南区 城南町千町	3.3m	4.3m	5.8m	6.8m

(3) 知事が水防警報を発表する河川

熊本県知事が水防警報を発表する河川及びその区域

河川名	実施区間
潤川	左岸：立岡池から J R 鹿児島本線潤川橋りょうまで 右岸：立岡池から J R 鹿児島本線潤川橋りょうまで
網津川	左岸：歳の神川合流点から海まで 右岸：歳の神川合流点から海まで

第 5 節 水位観測所

(1) 水位観測所（国土交通省）

河川名	観測所		水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
緑川	中甲橋	下益城郡 美里町岩下	2.0m	3.0m	4.1m	4.6m
緑川	城南	熊本市南区 城南町千町	3.3m	4.3m	5.8m	6.8m

※平成 28 年の熊本地震の影響により暫定運用として基準水位の引き下げを行っていたが、平成 30 年 2 月 1 日から元の基準にもどして運用している。

(2) 水位観測所（熊本県）

河川名	観測所		水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
潤川	潤川	宇土市三拾町 字西田 93-1	1.96m	2.16m	2.16m	2.28m
網津川	網津川	宇土市住吉町 字上ノ割 41-2	1.60m	2.15m	2.15m	2.46m

第6節 水防に関する情報

河川の氾濫をはじめとした水災の防止を目的として、河川の水位、河川水位に影響を及ぼす雨量等の情報を県が任意で発している。

この水防に関する情報を活用し、水防本部、水防団、消防機関のお互いの情報の共有化を図る。

なお、熊本県統合型防災情報システムにて、潤川・網津川の水位情報等が閲覧できる。

熊本県統合型防災情報システムURL

<http://www.bousai.pref.kumamoto.jp>

第7節 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、土砂災害による人的被害防止の観点から、気象業務法と災害対策基本法に基づき、大雨警報発表中でさらに大雨による土砂災害発生の危険度が高まった市町村に対して、県と気象庁が共同して発するものである。

土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準からなっている。

(1) 警戒基準

警戒基準は、大雨警報発表中において、熊本県が監視する基準と熊本地方気象台が監視する基準について、気象庁が作成する降雨予測に基づいて、共にその基準に達したときとする。

また、警報の切り換え等各種情報を勘案して、より厳重な警戒を呼びかける必要があると認められる場合、土砂災害への警戒を改めて呼びかける必要があると認められる場合等には、熊本県土木部と熊本地方気象台が協議のうえ土砂災害警戒情報を発表する。

(2) 警戒解除基準

警戒解除基準は、熊本県が監視する基準と熊本地方気象台が監視する基準について、どちらか一方においてその基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。

ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土壌雨量指数の第2タンク貯留量の降下状況や土砂災害発生の情報等を鑑み、熊本県土木部と熊本地方気象台が協議の上で警戒を解除する。

第8節 土砂災害危険度情報

土砂災害危険度情報とは、土砂災害による人的被害防止の観点から、土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所において土石流の発生や急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）が予想される場合、県が任意で発するものであり、土砂災害警戒情報を補足するものである。

土砂災害危険度情報においては、土砂災害警戒避難基準に示すブロック毎に設定されたCLを基準に、気象庁による現在の雨量及び今後の予測雨量を用いた1時間後、2時間後

の危険度を判定する。判定の結果、今後2時間以内に基準値に到達すると予測される時点を「危険度1」、今後1時間以内に基準値に到達すると予測される時点を「危険度2」、現在の危険度が基準値に到達した時点を「危険度3」とする。

なお、土砂災害危険度情報の詳細状況については、熊本県統合型防災情報システム内の「土砂災害危険度情報」に掲載されている、横軸を土壌雨量指数、縦軸を60分雨量とした「土砂災害危険度推移図」の降雨実績及び予測雨量により描かれる軌跡（スネーク曲線）の位置を確認する。

第4章 水防活動

第1節 水防配置

(1) 市の非常配置

災害対策本部設置前の配置体制及び災害対策本部設置後の配置体制は、宇土市地域防災計画第1部第3章第2節職員配置計画によるものとする。

(2) 水防団の非常配置

①水防団の管轄地域等

各水防団の管轄地域は次のとおり。

番号	河川(山地)名	被災予想区域	延長 箇所	水防分団		理由
				主担当	副担当	
1	緑川左岸及び 各支川	住吉漁港から 切所まで	1500 m	第5分団	第4分団	堤体不良
2	浜戸川右岸及び 緑川左岸	走潟区全域	5000 m	第6分団	第1分団	漏水
3	浜戸川左岸及び 各支川	切所から 馬之瀬まで	4000 m	第4分団	第3分団	漏水
4	網津川両岸及び 各支川	網引から 住吉まで	5000 m	第5分団	第1分団	越水
5	潤川両岸及び 各支川	立岡池から 国道3号BPまで	2100 m	第2分団	第1分団	越水
6	潤川両岸及び 各支川	国道3号BPから 馬之瀬まで	2700 m	第1分団	第2分団	越水
7	飯塚川両岸及び 各支川	飯塚から 椿原まで	1000 m	第3分団	第4分団	洗掘

8	網田川両岸及び 各支川	荒平から 戸口まで	3000 m	第7分団	破堤
---	----------------	--------------	-----------	------	----

※ 団長は、必要に応じ分団の水防区域を変更し、他の水防作業を応援せしめることがあるものとする。

②水防団の非常配備

水防管理者は、水防警報が発表されたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防団を出動させ、又は、出動の準備をさせるものとする。その基準はおおむね次のとおりとする。

配備区分	配備基準	配備態勢
待機	水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき	水防団及び消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく
準備	1.河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき 2.気象状況等により高潮及び津波の危険が予想されるとき	水防団及び消防団の団長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当たり、ダム、水閘門、樋門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる
出動	1.河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき 2.潮位が満潮位に達し、なお上昇のおそれがあるとき	水防団及び消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく
解除	水防管理者が解除の指令をしたとき	

なお、水防団の活動については、宇土市消防団規則等の消防団関係諸規定を適用するものとする。

第2節 水防巡視

(1) 平常時の巡視等

水防管理者は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められるときは、直ちに河川、堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めることとする。

(2) 出水時の巡視等

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視するものとする。

第3節 水閘門操作

水閘門管理者は、出水に備え、操作要領等に基づき開閉操作を行うものとする。

第4節 緑川ダムにおける放流に関する通知等

特定多目的ダム法第32条の規定に基づき、緑川ダム管理所はダム放流に関する情報を通知するものとする。緑川ダムの放流通知の通信連絡網は別紙資料5のとおりであるが、本市においては建設部土木課が通知を受信するものとし、土木課から災害対策本部（災害警戒本部）へ報告するものとする。

なお、災害対策本部（災害警戒本部）設置前においては、土木課から危機管理課へ報告するものとし、必要に応じて危機管理課から消防団へ連絡するものとする。

※特定多目的ダム法（抜粋）

（放流に関する通知等）

第三十二条 国土交通大臣又は多目的ダムを管理する都道府県知事は、多目的ダムによって貯留された流水を放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、関係都道府県知事、関係市町村長及び関係警察署長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

2 前項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
（昭三九法一六八・平一一法八七・平一一法一六〇・一部改正）

第5章 河川管理者による協力

第1節 河川管理者の協力（国土交通省九州地方整備局）

河川管理者九州地方整備局長は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- ・水防管理団体への河川に関する情報（国土交通省が管理している河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- ・重要水防箇所の合同点検の実施
- ・水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- ・水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態における応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与
- ・水防管理団体及び水防協力団体の人材が不足するような緊急事態における水防に関する情報又は資料の収集及び提供するための職員の派遣
- ・水防活動の記録及び広報

第2節 河川管理者の協力（県）

河川管理者県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- ・水防管理団体への県管理河川に関する情報の提供
- ・重要水防箇所の合同点検の実施
- ・水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- ・水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態における応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与
- ・水防活動に関する情報又は資料の収集及び提供
- ・水防活動の記録及び広報

第6章 水防資材

第1節 水防資材

水防倉庫には、水防資材を常時下記のとおり備蓄しておくものとする。

倉庫名	土のう袋	杭木	ロープ	ブルーシート	掛矢	スコップ	鎌
花園 (第2分団)	3,000	<u>100</u>	3	3	5	10	3
椿原 (第3分団)	3,000	<u>100</u>	3	3	5	10	3
笹原 (第4分団)	3,000	<u>100</u>	3	3	5	10	3
網津 (第5分団)	旧支所跡	<u>100</u>					
	新支所	6,000	3	3	5	10	3
防災センター (第1第6分団)	10,000	<u>100</u>	15	10	10	20	3
網田 (第7分団)	5,000	<u>100</u>	3	3	5	10	3
土木課倉庫	3,000		3	3	5	10	3
合計	33,000	<u>600</u>	33	28	40	80	21

第7章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

第1節 洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。現在、本市に係る洪水浸水想定区域図は次のとおりである。

緑川水系緑川洪水浸水想定区域図

(平成29年5月公表 国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所)

緑川水系浜戸川洪水浸水想定区域図

(平成29年5月公表 国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所)

緑川水系浜戸川他洪水浸水想定区域図(浜戸川支川潤川)

(平成19年9月公表 熊本県宇城地域振興局)

網津川水系網津川浸水想定区域図

(平成19年9月公表 熊本県宇城地域振興局)

第2節 宇土市総合防災マップ

宇土市では水防法第15条に基づき「洪水予報等の伝達方法」「避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項」を記載した「宇土市総合防災マップ」を作成し、平成31年3月に公表し、市内全戸へ配布した。

この総合防災マップには熊本県公表の高潮浸水想定区域図や土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域も記載しており、洪水時はもとより高潮時、土砂災害時の市民の円滑かつ迅速な避難の確保を図るものである。

第3節 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。